

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

1 目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、本組合と鳥取県東部1市4町が連携して策定するものです。

これにより、ごみの減量化等関心を高めるとともに、圏域住民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会の構築を目指します。

2. 計画の概要

(1) 計画期間 令和2年度から令和16年度まで

(2) 数値目標

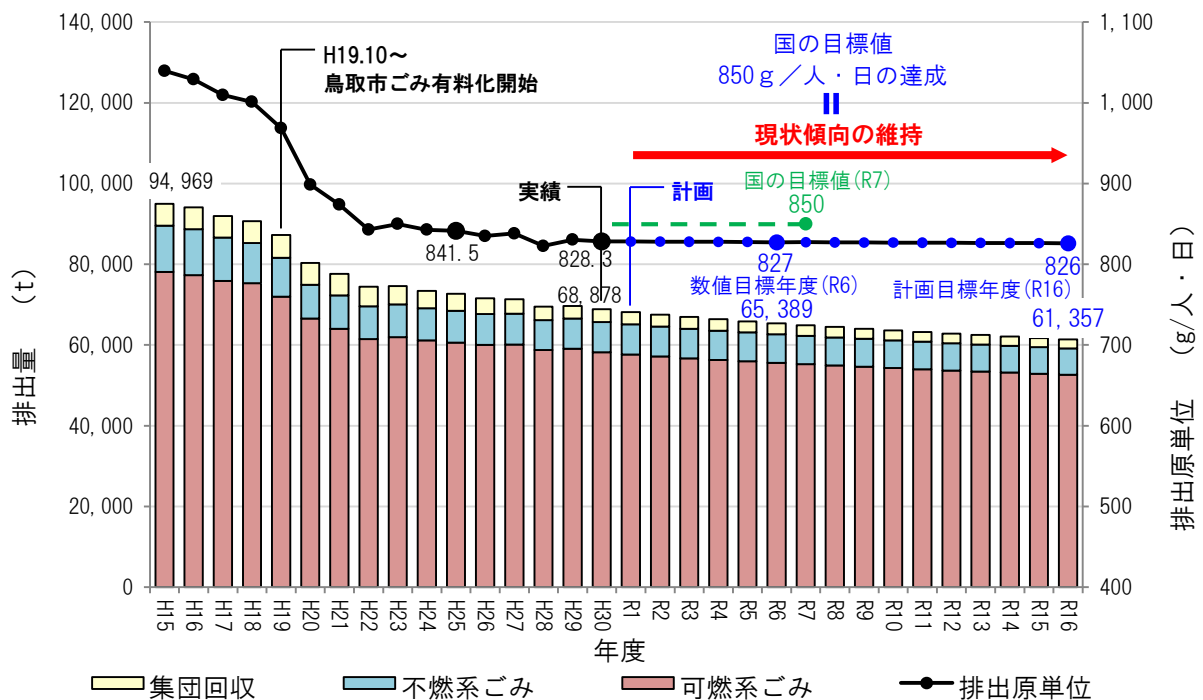
東部圏域全体のごみ排出量については、家庭から排出される収集ごみは減少していますが、事業所数等の増加に伴い事業系可燃ごみは増加傾向にあります。

今後、東部圏域内人口の減少によりごみ排出総量は減少が見込まれますが、事業所ごみの増加により人口1人当たり相当のごみ量は現状の傾向で推移すると見込まれます。

このため、計画目標年度（令和16年度）におけるごみ排出量は、現在の既定計画における方針や計画等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努め、平成30年度実績（68,878トン）に対して10.9%減の61,357トンと見込みます。また、人口一人一日当たりごみ排出量については、最低限、現状傾向を維持していくこととします。

令和16年度のごみ排出量目標 61,357 t (826 g/人/日)

なお、国の第四次循環型社会形成推進基本計画に示す人口一人一日当たりごみ排出量の目標（令和7年度）は、850 g/人・日です。



3. 本計画期間内に実施する施策

(1) 啓発に関する施策

① 啓発活動の充実

- ・リサイクル体験施設「リファーレンいなば」を活用する。
- ・環境学習会やエコアイデアコンテスト等リサイクルイベント実施する。

② 適正排出の普及・啓発

- ・ホームページ・チラシ等を作成し普及・啓発に努める。

③ 事業者啓発の推進

- ・事業者に対してごみの発生抑制・再使用の推進過剰包装の自粛・店頭回収等の促進に努める。

(2) ごみの減量化に関する施策

① ごみの有料化

- ・直接負担することによりごみ問題への意識を高める。

② ライフスタイルの見直し

- ・マイバッグの持参等ライフスタイルを見直し、ごみの減量化を推進する。

③ 生ごみの減量化

- ・生ごみをコンポスト化するなどしてごみの減量化に努める。

(3) その他施策

① 再使用に関する取り組み

- ・リファーレンいなば等において再生品の販売を行い、再使用を推進する。

② 資源化に対する取り組み

- ・拠点回収等の検討を行い、資源化を進めていく。

③ 環境に配慮した商品の購入

- ・グリーン購入することを推進する。